§２　短期給付一覧表

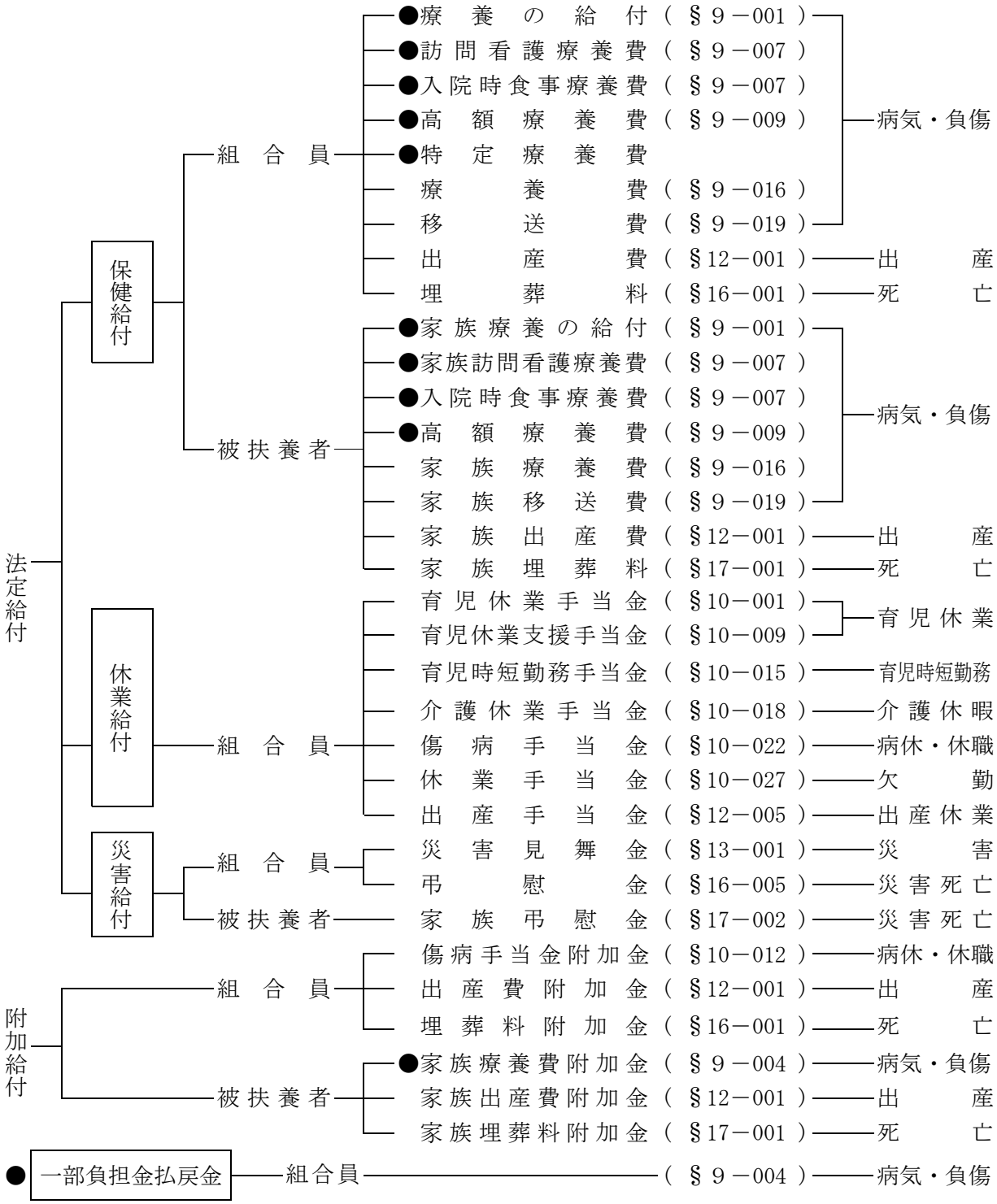
§２の１　共済組合　短期給付一覧表

共済組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、短期給付係までお願いします。

●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。

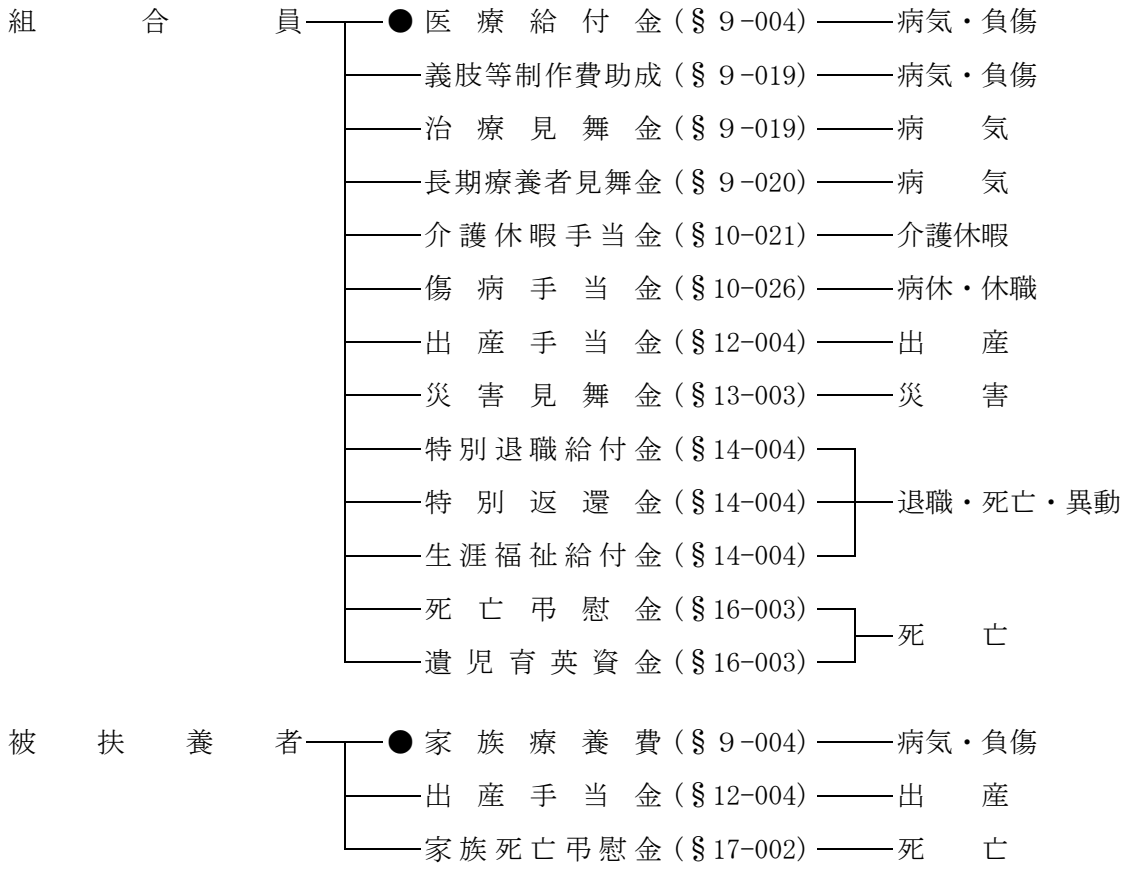
●印の付いていない給付は、「請求行為を必要とする給付」です。

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**２年間**行わないときは**時効**によって消滅します。支給要件に該当する方は、速やかに申請してください。



§２の２　県互助組合　給付事業等一覧表

県互助組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、県互助組合までお願いします。



（注）●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。